

2013年1月 がれき広域化を巡る情況

2013年1月20日 青木泰

1) 経過

- ① 宮城県発：北九州市 当初の予定量（28万トン） 24年度で終息（1月10日）
- ② 同：北九州市だけでなく、東京都、茨城も終了。
北九州（2.3万トン）、東京都8.6万トン（6.1+建設系混合物（1.8万トン）+廃量（7,051トン））、茨城（0.3万トン）
- ③ 岩手県発：野田村からの埼玉県への持ち込み。2012年9月6日から2年、1万1,300トンの契約が、12月25日に終了。1056トン

2) 終息理由のおかしさ

<宮城県発>

- ① 可燃物推計量 当初予定量（141万トン）より（90万トン）に減った。
- ② 仮設焼却炉 H24年度末（H25年3月31日）まで、26基で68万トン可。
- ③ 仙台市 10万トン引き受け。
- ④ 東京他で11万トン処理（H24年度末まで）できれば、終息。
- ⑤ ①～③これらが、昨年11月から12月までの見直しで判明。

しかし上述した事実は、H24年夏にはすでに分かっていた。また宮城県と鹿島JVとの契約変更で、がれき685万トンから310万トン。処理量を375万トン減らしている中で、契約（北九州市—H24年8月30日、東京都三多摩地区。同年10月以降）以降に分かったとは方便である。

<岩手県-野田村>

「がれきの処理量が減った。」

*比重が予測より低かった。0,55トン/m³→0,25～0,30トン

*柱材・角材の山は、100%と予測。実態は、土砂付着。

*混合物は、可燃物10%と予測。しかし2,5%

3) 終息理由の本当の理由

<宮城県、事実経過>

- ① 宮城県 12市町村から事務委託。4つのブロックで処理。
4つのブロックとも、すべて建設ゼネコンからなるゼネコン JV に業務

委託。環境省の広域化政策では、架空のがれきを計上していた。そのまま広域化が進められれば、JVへの支払いと広域化への支払いが、2重に行われることになっていた。-国家財政の詐取。

→この事実が住民サイドに明らかになり、行政にも通知。民事訴訟。

② 広域化を進めるためには、ゼネコンJVとの契約を変更する必要が出た。

③ 理由なく変更する訳に行かないため、発生量の見直しを行った。

→そうした中で多くの自治体では、「被災地では、がれきの処理が進まない」ので「広域化で引き受けて欲しいと言えなくなった。」

④ 8月7日 環境省の「工程表」の発表では、宮城県発の広域化対象は、北九州、東京都の他茨城等に絞られる。(岩手県発も大幅に削減)

⑤ さらに北九州市他への広域化を進めるにあたって、ゼネコンJVとの契約の変更が行われた。

がれきの総量→55%減

木くず→97%減

発生量の見直し(1/4の減少)では説明できなかった。

→ 新たに結んだ北九州他との契約は、ゼネコンとの契約(1トン当たり2万円)を解約し高い契約(6万円~7万)に組み直すという酷いものであった。

→宮城県県民による住民監査請求(H24年11月30日)

⑥ 今回の終息宣言

<岩手県>

宮城県とは異なり、単年度契約。しかし並行に企画。一広域化と県内処理
岩手県は、地元の施設を使用。合計1190トン/日

一清掃工場

一新日鉄 休炉かしていた施設

一セメント工場

野田村 当初 秋田県&埼玉県、各5万トン、合計10万トン広域化予定
9月6日 約1万トン。2年。

12月25日 約1千トンで終了。予定量の10分の1

他の市町村は?と言う問いに、現在見直し中。

4) 今後

1) 岩手県、一刻も早く終息宣言を。

2) がれき問題は指定廃棄物、除染。被災地での森の防潮堤、慰霊碑公園

3) 福島第一原発から放出された放射性物質の影響防御、防止。

一子供の避難対策

一低線量内部被曝の治療体制